

# 千葉県獣医師会

## 獣医師倫理綱領

公益社団法人 千葉県獣医師会

2002年11月30日 制定

# 千葉県獣医師会獣医師倫理綱領

## 目 次

目 次	・・・ 2 頁
I. 獣医師倫理綱領	・・・ 3 頁
千葉県獣医師会獣医師倫理綱領に関する答申	・・・ 4 頁
千葉県獣医師会獣医師倫理綱領を定める意義と意図	・・・ 5 頁
千葉県獣医師会獣医師倫理綱領を定めるにあたって	・・・ 6 頁
1. 理性	・・・ 6 頁
2. 倫理	・・・ 7 頁
3. 倫理と法	・・・ 8 頁
千葉県獣医師会の倫理に関する基本姿勢	・・・ 9 頁
II. 獣医師倫理綱領注釈・前 文	・・・ 11 頁
獣医師倫理綱領注釈・1	・・・ 12 頁
獣医師倫理綱領注釈・2	・・・ 13 頁
獣医師倫理綱領注釈・3	・・・ 14 頁
獣医師倫理綱領注釈・4	・・・ 15 頁
獣医師倫理綱領注釈・5	・・・ 16 頁
獣医師倫理綱領注釈・6	・・・ 17 頁
獣医師倫理綱領注釈・7	・・・ 18 頁
獣医師倫理綱領注釈・8	・・・ 19 頁
III. 獣医療活動における行動の指針	・・・ 20 頁
参 考 文 献	・・・ 26 頁

# 千葉県獣医師会獣医師倫理綱領

## 獣医師倫理綱領

獣医学および獣医療は、動物の疾病の治療ならびに動物の健康の維持と増進を図ることにより、人の健康で文化的な生活の確保と福祉に寄与するもので、獣医師はその責務の重要性を認識し、自らの専門知識と技能を人のため、社会のために役立てるものである。

1. 獣医師は動物の生命を尊重し、人との関わりを深く自覚することによって、平和な社会の発展とより良い環境の確立に努める。
2. 獣医師は職務上の本分を自覚することによって、人の健康で文化的な生活の維持と福祉の増進に努める。
3. 獣医師は動物福祉の精神の基に、動物の苦痛の緩和と身体的障害の軽減に努める。
4. 獣医師は自らの職務に誇りと責任を自覚し、良識ある社会人としての人格と教養を高めるように心掛ける。
5. 獣医師は常に獣医学の知識と技術の習得に努めるとともに、その進歩・発展に尽くす。
6. 獣医師は適切かつ適正な獣医業に心掛けるとともに、互いに尊敬し、連携と協調の下に公正な獣医療の発展に努める。
7. 獣医師は人と動物の絆を尊重し、誠実さとやさしさをもって獣医療の内容をよく説明し、信頼を得るように努める。
8. 獣医師は獣医学と獣医療を通して、社会の発展に尽くすとともに、法令の遵守および法秩序の形成に努める。

# 千葉県獣医師会獣医師倫理綱領に関する答申

平成13年度の会長諮問事項、「千葉県の獣医師倫理綱領を作成すること」について、獣医事政策委員会で討議・検討をした結果、次のように答申する。

- ① 獣医師倫理綱領を定める意義と意図を謳う。
- ② 千葉県獣医師会の倫理に関する基本姿勢を明確にする。
- ③ 獣医師の基本原則を集約して倫理綱領とする。
- ④ 獣医師倫理綱領に注釈を加える。
- ⑤ 獣医師倫理綱領に獣医療活動の基準を附記して行動の指針とする。

倫理面における獣医師の現状は、法に抵触する行為も、反倫理的な行為も、当事者にとっては、単なる個人的見解の違い、価値観の違いとしてしか認識されないようである。倫理は守られて初めて倫理と言えるのであるから、大学教育で知識を授け、認識を持たせて、獣医師としての理性を育むとともに、個々の感性を研ぎ澄ますことが必要である。また、倫理は「獣医師は如何にあるべきか」、「獣医師は如何にすべきか」を思考して進むべき道を示すものであるから、個人は無論のこと、組織を挙げて遵守する姿勢が大切である。

さらに獣医療に関して全体を見据えれば、倫理は獣医療ならびに獣医事行政に従事する者、飼育者、ペットショップ、動物関連業者間で相互に存在するものであるから、それぞれの関係を見定めて獣医療に係る適切・適正・公正を追究することが必要である。したがって、法の不備ならびに学問・教育の偏りの改善、獣医師を取り巻く環境の整備、獣医師の倫理向上等の必要性から本倫理綱領を定めるものとする。

なお、獣医学の進歩、獣医療の発展、時代の変遷とともに、倫理観の涵養において本綱領および行動の指針が洗練されていくことを強く願うものである。

獣医事政策委員会  
委員長 白井規雄

## 獣医師倫理綱領を定める意義と意図

獣医師は、

獣医学の専門知識と技能を、国民のため、社会のために役立てる使命を有する。倫理綱領は、その使命を達成するために、獣医師の行動に規律を求めるものである。

したがって、本倫理綱領を基準に個々に意識することで、獣医学と獣医療のより良い実践を心掛けることにある。

意義：獣医師倫理の規律は、反倫理的行為を明確にすることでもある。獣医学と獣医療を見据えるには、当然、獣医事・哲学・法を追究する必要がある。

1. 動物の医、「獣医」について追究する。
2. 動物の医の学問、「獣医学」について追究する。
3. 動物の医を掌る者、「獣医師」について追究する。
4. 動物の医療、「獣医療」について追究する。
5. 動物の医事、「獣医事」について追究する。

意図：獣医師として次項の重要性を認識することにある。

1. 倫理の必要性を自覚する。
2. 動物の医の精神を自覚する。
3. 獣医療に臨む姿勢を自覚する。
4. 獣医師の任務とその使命を自覚する。
5. 適切にして適正かつ公正な獣医療を追究する。
6. 獣医療の現状を把握して獣医療環境の整備を図る。
7. 獣医学概論・獣医倫理学を構築するための礎とする。
8. 獣医事に係る法律の充実を図るために獣医事法学の発展に努める。

# 千葉県獣医師会獣医師倫理綱領 を定めるにあたって

## 1. 理性

理性とは、

人が物事の善し悪しを判断し、自らの意志を制御する能力で、社会のルールを論理的に思考し、人として守るべきこと、人としてなすべきことを識別して行動を起させるものである。人は、その理性において自律性を高め、自らの行動を規制して自分勝手な行動を慎み、自らの行動に責任を持つものである。

獣医師倫理は、外的な圧力や権威および金銭的欲望や感情的欲望に左右されない獣医師としての理性を基盤とする個人的・社会的行動の規律・規範である。

したがって、獣医師としての倫理観の涵養は、各人の理性を基盤に育んだ入学前の個々の感性と、入学後に培われる獣医師としての理性の基で育まれるものであると言える。つまり、どんなに立派な倫理を定めても、それで倫理が守られるわけではなく、倫理を守ろうと意識に働きかけるのは、獣医師個人の理性にある。ここに、適性の確認と獣医師としての理性を育む教育の必要性を強く感じるものである。

よって、本獣医師倫理綱領は、獣医師の品位・品格を基盤とする獣医師として守るべきこと、なすべきことの規律・規範であるとともに、獣医学概論ならびに獣医倫理学の構築と獣医事法学の発展を獣医師個々の理性に訴えるものである。

## 2. 倫理

倫理とは、

社会生活の秩序を存続・維持させる為に、個人として守らなければならない個人的・社会的行動の規律・規範である。

言い換えれば、人として守るべき道の道標であり、人としてなすべき道の指針である。

倫理および道徳は、風俗・風習・習慣の中で社会生活において築き上げられた個人的・社会的行動の規律・規範で人の品性を基盤とする人としての道である。

では、獣医師は品性を基盤として、獣医師としての道、動物の医療人としての道を正しく歩んでいるのであろうか。さらに道の端ではなく、獣医師として動物のため、人のため、社会のために中央を行くように権利の主張が論理的になされているのであろうか。利己的・利権的に受け取られずに、真に獣医師の進むべき道を確保するには、「獣医学とは何か」、「獣医療とは何か」、「獣医師とは何か」を追究することによって獣医師のなすべきことを明察し、より良い獣医療（適切にして適正な獣医療）を確保するために倫理は規律されるべきである。

そして倫理綱領を定める目的の一つは、獣医療（動物の医療）の医療たる所以を崩壊させ、国民に不利益を及ぼす事柄を具体的に明らかにするとともに、より良い獣医療の実践に障害を及ぼす事例を追究して反倫理的行為として明確にすることで、獣医師が同じ認識の下に、同じ意識で具体的に自らの行動に責任を持つことにある。

したがって、倫理綱領を形骸化で終わらせないがためにも、行動の指針は重要である。

### 3. 倫理と法

倫理と法は、  
密接に関係する。倫理は個人的・内面的に偏る恐れがあり、  
法は社会的・外面的に偏る恐れがある。  
両者は段階的に表裏をなすとともに、互いに補い合うことによって、  
初めてその効力を真に発揮するものである。

倫理と法の関係は、倫理は人として守るべき行動の規範で、法は人として守るべき「最低基準」の規範である。この意味で、倫理と法は全体と部分の関係にあり、法は倫理の「最小規範」と言える。しかし、法であるが故に、ひと度これに違反した場合は、刑罰や損害賠償責任等が発生することとなる。

この法規性が違反に対して最も力を発揮するので、法は「最高規範」としての側面も持ち合わせている。よって、法の秩序維持機能に何を期待するのか、倫理上の問題を如何にすべきかを、真摯に受け止めて追究する姿勢が大切である。米国医師会倫理司法問題審議会と米国獣医師会裁定委員会は、医師と獣医師の倫理基盤を充実する多くのチェック機能を設定している（文献 No. 13、20）。

また、英・仏・独をはじめ欧州の医師会は、懲戒規定を持つ公的な強制加入団体と職能型の任意団体とで対応している。いずれにせよ、国民や社会のために法的・倫理的問題に如何に向き合うかが大事なことである。

したがって、獣医師の団体や学会は、組織として自らが襟を正して倫理を確保する姿勢を明確にするとともに、倫理と法が互いに他方を補い合うように、倫理観の涵養と法の整備に努めることが重要である。

# 千葉県獣医師会の倫理に関する基本姿勢

## 獣医師倫理綱領に係る千葉県獣医師会の姿勢

獣医師倫理とは、

獣医学と獣医療の実践において、獣医師として守らなければならない個人的・社会的行動の規律・規範である。

言い換えれば、獣医師として守るべき道の道標であり、獣医師としてなすべき道の指針である。

1. 千葉県獣医師会は、獣医師倫理を上記のように位置付けて、日本獣医師会の『獣医師の誓い－95年宣言』を基本理念に地域社会の発展に尽くす。
2. 千葉県獣医師会は、獣医師相互の連携と協調を図りつつ、獣医師全体の社会的評価を高めるように努める。
3. 千葉県獣医師会は、会員各位が自らの理性において倫理綱領を守るように定めるものであるが、団体としてその環境の整備に努める。
  - ① 獣医事に関わる委員会を設置して、日頃から獣医事に関する政策や倫理問題について取り組む。
  - ② 獣医事に関する報告や討議の時間を会議に組み込む。
  - ③ 獣医師資格の有無に拘わらず、獣医療や獣医業の信頼を損ねる行為や反社会的な行為に対しては適切に対応する。

- ④市民からの相談・苦情・トラブル等に関しては、窓口を設置して誠意を持って対応する。
4. 千葉県獣医師会は、次のことを支援することによって、職業倫理に関して倫理観の涵養を図る。
- ①職業概念と職業倫理に関する講演活動を開催・支援する。
  - ②ヒューマン・アニマル・ボンド、コンパニオン・アニマル、ペット・ロス、身体障害者補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）、救助犬、動物介在療法（AAT・AAA）、学校飼育動物等に強く関心を持つとともに、啓発活動を開催・支援する。
  - ③獣医事に関するシンポジウムを開催・支援する。
  - ④環境や社会福祉の問題に関心を持って活動・支援する。
  - ⑤学術向上のための研修会を開催・支援する。
5. 千葉県獣医師会は、職業概念と職業倫理に関する教育の充実を図るべく、機会あるごとに大学、教育機関、監督機関にその必要性を働きかける。
6. 千葉県獣医師会は、獣医師法、獣医療法の不備が、獣医師の倫理観に影響するとともに、国民に不利益をもたらすことを認識し、法の整備に努める。
7. 千葉県獣医師会は、獣医学の進歩、獣医療の発展、時代の変遷に合わせて本倫理綱領及び行動の指針について見直しをするとともに、倫理観の涵養を継続するように努める。

## Ⅱ． 獣医師倫理綱領注釈

### 前文

獣医学および獣医療は、

動物の疾病の治療ならびに動物の健康の維持と増進を図ることにより、人の健康で文化的な生活の確保と福祉に寄与するもので、獣医師は、その職務の重要性を認識し、自らの専門知識と技能を人のため、社会のために役立てるものである。

獣医師は、獣医学を専門とする医師として、動物に関する医療、動物の保健指導、人と動物の双方に関わる保健衛生ならびに公衆衛生の向上、生物環境の保全、畜産資源および食品の安全性を確保することによって、国民の生命の安全と健康で文化的な生活に寄与することを職分とする。

獣医師は、この使命を達成するために、学術・技術の研鑽に励むとともに、職業倫理を自覚し、自らの行動を規律する社会的責任を負うものである。

このことから、倫理の確保は、獣医師個人の努力目標と同時に、獣医師会全体で義務感をもって努力することが大切である。

よって、ここに千葉県獣医師会は、獣医師に関する倫理を社団法人千葉県獣医師会獣医師倫理綱領として定めるものとする。

1. 獣医師は動物の生命を尊重し、人との関わりを深く自覚することによって、平和な社会の発展とより良い環境の確立に努める。

人が健康で文化的な生活を営み、豊かで幸福な暮らしをするということは、衣食足りて働く場所があれば良いという問題ではない。人は精神的に安定した生活と暮らし良い環境に住む権利を有する。良い環境とは、生活環境のみならず社会環境や自然環境も含まれる。自然環境は地球が織り成す天地万物の創造であり、そこに生存するありとあらゆる生物が自然界の法則に従って育む営みである。この法則が極端に破壊されれば、生命の存在を否定し、人間としての存在価値が問われかねない。生命の尊重、動物愛護、動物保護、自然保護、環境衛生、公衆衛生、保健衛生、精神衛生、防疫等に関して、人と動物の共生・共存は、獣医師としての重要な使命である。

したがって獣医師の任務は、動物全般に渡って獣医師の職分（職務上の本分）を発揮できるよう臨むものである。

その動物とは、産業動物、展示動物、実験動物、野生動物、伴侶動物、学校飼育動物等に分類されるが、人の手、足、目、耳となって働く身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）や救助犬、さらにまた老人ホーム、医療施設でAAA（animal assisted activity）AAT（animal assisted therapy）に代表される動物介在療法で活躍する動物など、多岐に渡る職域の獣医師が多くの動物を介して人の福祉に貢献していることを認識し、社会の安寧と人と動物の暮らし良い環境を視野に入れて自らの「業務の尊厳」を自覚しつつ、その名誉を守るように心掛けることが大切である。

2. 獣医師は職務上の本分を自覚することによって、人の健康で  
文化的な生活の維持と福祉の増進に努める。

『獣医師の任務』に関しては、獣医師法の第1条『獣医師は、飼育動物に関する診療及び保健衛生の指導その他の獣医事をつかさどることによって、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与するものとする』とされているが、これはその職務にあたるものである。

しかして獣医師に資格を与えて職務を委ねるならば、「獣医師の職務上の本分（職分）」とは何かを真に見定めて、『獣医師の任務』の終極の目的を獣医師法・獣医療法に明記することが必要である。国民や社会の不利益となる事柄に関して、獣医師として真に警告し得ることの重要性を鑑みれば、獣医師の職務は、「国民や社会のために」ということを強く意識することが重要である。

例えば、獣医師が水俣における飼い猫の異常に気が付いてから、人の水俣病が認定されるまでにどのくらいの年月を無駄にしたことであろうか。

また、BSEの問題で明らかなように、獣医師が畜産資源を総合的に確保・維持する目的は、安全な畜産物を国民に提供することによって、人の健康で文化的な生活を保持することにある。このことから獣医師は国民の生命の安全を守るという確固たる姿勢の下に、指導的立場で畜産の発展に寄与するという考え方が必要である。小動物医療にあっても、関連する他業種との関係は、指導的立場で従属せぬよう獣医療ならびに獣医業の独立を守るという姿勢が重要で、獣医師は多岐に渡る職務上の本分を使命とし、高い誇りと道義心の基に自らの職務遂行に努めることが大切である。

3. 獣医師は動物福祉の精神の基に、動物の苦痛の緩和と身体的障害の軽減に努める。

獣医師は、動物を慈しみ、愛護する気持ちを強く持ち合わせる必要がある。動物の生きる権利を尊重し、「命あるもの」の「生」と「死」に対して深く係わる者として、生命の尊厳と動物の虐待には、特に敏感でなければならない。さらに、相手が物言わぬ動物だからこそ、他に比してより強く倫理が求められてしかるべきであり、獣医師は自らの理性の基で厳粛にこのことを受け止めることが大切である。

1. 動物福祉の原則（世界獣医学協会 WVA 提唱）

動物に対する獣医師の基本的姿勢（獣医師としての理性の追究）

- ① 飢えと渇きからの解放
- ② 肉体的不快感及び苦痛からの解放
- ③ 傷害及び疾病からの解放
- ④ 恐怖及び精神的苦痛からの解放
- ⑤ 本来の行動様式に従うことへの解放

2. 動物に接する姿勢

獣医師は、動物福祉の原則を踏まえて、動物愛護の精神の基に動物の苦痛の緩和と身体的障害の軽減に努めること。

3. 診療に臨む姿勢

治療上の決断を下す時は、個人的な都合や金銭的得失よりも飼育者や動物の利益を優先させること。

4. 獣医師は自らの職務に誇りと責任を自覚し、良識ある社会人としての人格と教養を高めるように心掛ける。

1947年、ナチスドイツの人体実験に対する反省から、被験者の同意が「ニュールン・ベルグ宣言」に盛り込まれ、1964年の「ヘルシンキ宣言」を経て、1975年「世界医師会東京総会」でインフォームド・コンセントの概念が採択された。このことから、獣医療においても十分な説明と理解、同意と承諾に努めることとなり、パターナリズム（ヒポクラテスの父権主義）の診てあげる的感觉の動物だけを診る時代から、ペット・ロスに象徴される飼育者のメンタル・ケアにまで及ぶ患者主体 Patient Oriented System( POS)の獣医療が強調され、さらには動物・飼育者（患者）の権利、爽やかな予後を考慮した Quality of Life(QOL)の獣医療が期待されている。

したがって、獣医師として動物の治療と飼育者の悩みの解消に努めることによって両者を患者として一緒に診るような時代にあって、獣医師は動物の医師としての誇りと自らの職務に対する責任を自覚し、良識のある社会人として振る舞うことが強く求められている。いやしくも自らの技量を過信して父権主義の悪しき一面を強調するかのような押し付けや、傲慢な態度を見せることは厳に慎まなければならない。

また、獣医師の職業は、色々な職種、色々な性格の人達とも接する機会が多いので、専門的知識や技術以外の教養も深めて、社会の常識等も十分に培うとともに、良識ある社会人としての人格を高めるように努めることが大切である。

5. 獣医師は常に獣医学の知識と技術の習得に努めるとともに、  
その進歩・発展に尽くす。

獣医師は、獣医学に基づく獣医療知識と技術を確保しなければならない。  
その道の資格者として確かな知識と技術がなければ、どのように立派な人格  
を有していても、獣医師としてはその資格を持たない者と同じである。

近年、獣医学の進歩・発展は著しいものがある。飼育者の動物への想いは、  
診療対象動物の拡大と動物の高齢化に伴う疾病の拡大をもたらし、獣医療に  
対する期待感の増大は、獣医学・獣医療の進歩・発展を加速しつつ、獣医療  
技術の高度化とその技術・技能の確保に伴う動物用医薬品ならびに医療機器  
の開発普及を実現させている。

このように獣医療の進展に伴う社会の要求に応じて、獣医療の提供をより  
良いものにしていくためには、獣医療の細分化と専門化を推し進めることが  
必要である。

したがって、獣医師は充実した生涯学習に励むことによって獣医学の知識  
と技術の習得に努め、獣医師会は、専門医・専門病院・高次元獣医療機関の  
資格・認定を視野に入れて獣医学と獣医療の進歩・発展に遅れぬよう獣医療  
における地域医療の充実についても努力することが重要である。

また、研究者としての獣医師は当然のこと、直接飼育者と向き合う獣医師  
も、臨床を通して情報を提供し、常に獣医学の進歩・発展に貢献するように  
心掛けることが大切である。

6. 獣医師は適切かつ適正な獣医業に心掛けるとともに、互いに  
尊敬し、連携と協調の下に公正な獣医療の発展に努める。

獣医療の本質は、国民や社会の利益に反することのない限り、動物・飼育者(患者)の利益を優先するもので、獣医療は営利を目的としないということを獣医師の倫理観として受け止めることが必要である。

さらに、獣医師の社会性ならびに獣医療の公益性の観点から、適切にして適正な獣医療について考察すれば、学術的・技術的・倫理的問題のすべてにおいて、その評価を学会等を介して社会に問い掛けていくことが必要である。

そして、近年、飼育者の獣医療に係る知識の向上と権利意識の高まりから獣医事紛争が増大しているが、このことを憂慮すれば惹起する問題を真摯に受け止めて、獣医療と獣医業の進歩・発展に活かすように努めるべきである。

とくに、精神的慰謝料の請求がなされる時代的・社会的背景を考えると、自己の能力や病院の診療態勢の範囲を超えて、それ以上の治療行為を飼育者が希望する場合は、その期待に応じて専門の病院および高次元獣医療機関への紹介等が容易になるように相互協力体制等のシステム化を図ることが必要である。過当競争に刺激された設備投資の過剰は、過剰診療、過剰検査等を誘導し、適切かつ適正な獣医療の根底を歪める危険性も潜んでいる。

したがって、獣医師の裁量における自由な診療、適正料金、他の獣医師に対する誹謗、中傷、憶測による不必要なコメント等の無きように心掛けるとともに、各々が襟を正して互いの存在を認め合い、尊敬し、連携と協調の下に公正な獣医療の発展に努めることが大切である。

7. 獣医師は人と動物の絆を尊重し、誠実さとやさしさをもって

獣医療の内容をよく説明し、信頼を得るように努める。

現在、「動物の愛護及び管理に関する法律」において「動物は命あるもの」として位置づけられ、伴侶動物はコンパニオン・アニマルとして家族の一員に迎えられている。そのような物言わぬ家族の一員が訴える態度、しぐさ、症状等から動物の健康状態を推し量る中で、動物の医療を人の医療と同様にと望むことはごく自然な感情である。しかして病気の時は、診断は、病名は、予後は、通院は、入院は、おとなしくしているのかどうか、退院は、費用は、等々気になることが実に多いことである。

やがて、共に生活する中で育まれた人と動物との絆の深さは、その動物の居ない生活は考えられずに、認められない、認めたくないという心の葛藤を強く引きずってペット・ロス症候群なる精神的苦痛を飼育者にもたらしている。

したがって、獣医師は動物に対する飼育者個々の想いを理解するとともに、飼育者の自己決定権を尊重して、インフォームド・コンセントの原則の下に、治療に係る内容について誠実かつ十分に説明し、飼育者の納得と同意を得るように努めることが必要である。

獣医師に対する信頼の多くは、獣医学の知識や技術の高さに基づくものであるが、すべてにおいて獣医師の誠意と責任ある対応が望まれる。

幾つかの品位・品格に疑問を感じて獣医事紛争へと発展することも有り得るということを認識し、言葉づかいや態度で、治療内容や人格まで疑われることの無きように心掛けることが大切である。

8. 獣医師は獣医学と獣医療を通して、社会の発展に尽くすと  
ともに、法令の遵守および法秩序の形成に努める。

獣医師は、獣医療における診療行為にとどまらず、獣医学の専門知識を有する者として、広く食品衛生、公衆衛生、保健衛生、精神衛生、環境衛生等に関与し、国民の健康で文化的な生活に寄与するという社会に対する重い責任を担い、獣医師の社会性および獣医療の公益性が常に論じられるところである。

したがって、獣医師は獣医学と獣医療を通して社会の発展に尽くすことの誇りと、獣医療を守るという強い信念の基に、獣医業の信頼を損ねる行為や反社会的な行為に対しては、獣医師間でこれを正すように努めるとともに、この職業に従事する資格の無い者によって獣医業の権威が害されることの無きように法令の遵守および法秩序の形成に努めることが大切である。

そのためには、獣医学の探究と獣医療の追究が不可欠で、獣医学と獣医療の目的、診療施設の開設と管理、設備基準、届出制の是非、許可制の導入、診療体制の整備、非営利性の主旨、インフォームド・コンセント、注意義務、広告の制限、応召の義務、獣医療水準、緊急処置、行政措置、獣医療契約、報告の義務、危険回避義務、診療報酬、無契約診療、無診察処方、不法行為、獣医療事故、獣医療過誤、獣医事紛争、不作為の行為、刑事責任、民事責任、慰謝料の請求、債務不履行、行政の責任、業務の停止、免許取消し、道義的責任、指導義務、カルテの記載と開示、過失責任、守秘義務等の一つ一つが獣医師の倫理観に影響するとともに、獣医師の身分にも関係するということを強く認識することが大切である。

### Ⅲ. 獣医療活動における行動の指針

獣医療活動における行動の指針は、

獣医療の適切・適正・公正を確保することにある。獣医療が動物の医療であることの本質を追究し、国民や社会に不利益をもたらす事柄を明らかにするとともに、獣医療の実践に障害を及ぼす事例を倫理に反する行為として記述することによって、獣医師が同じ認識と意識の基で、具体的に自らの行動に責任を持つことにある。

#### 1. 獣医師としての自覚

獣医師は、獣医学を専門とする医師として行動する誇りを自覚すること。

#### 2. 使命の自覚

獣医師は、自らの使命を自覚し、職務上の本分（職分）をわきまえて、獣医学の名誉と尊厳を保持することに誇りを持つこと。

#### 3. 名誉の尊重

獣医師は、互いに尊敬し、協調することで獣医師の名誉と獣医療の尊厳を保持すること。

#### 4. 信用の維持

獣医師は、品位と教養を高め、社会的な信用を維持するよう努めること。

## 5. 適切かつ適正な獣医療活動の確保

- 1) 獣医師は、学術的・技術的・倫理的に、自らの行動において適切さと適正さを意識することによって、高水準の獣医療活動を確保すること。
- 2) 獣医師は、獣医学に基づく診断および獣医師の裁量の範囲においてその自由な行使が妨げられ、もしくは外的権威によって治療の質が低下させられるような状況下で獣医学の知識や獣医療の経験を利用し、また獣医療活動を継続することは慎むこと。

## 6. 主治医選択の自由の尊重

獣医師は、飼育者の主治医選択の自由を尊重すること。

主治医を選択する自由は、適切にしてかつ適正な獣医療を受けるために必要な飼育者の権利である。

## 7. 他の獣医師への配慮

獣医師は、診療行為に関係なく、他の獣医師で受診した内容について、その時点における状況も分からずに、軽々しく批評する行為は慎むこと。

## 8. 獣医療・獣医業の主体性の確保

- 1) 指導的立場を守ること

獣医師が、ペットショップや他の動物関連業者と獣医療上の付き合いをする場合は、その業者が管理する動物の主治医として、指導的立場で付き合い合うこと。

## 2) 獣医療の本質を守ること

- ①ペットショップや動物関連業者等の都合により、特定の診療施設を指定した上で他を排除する行為は、獣医療の適正を崩壊させるものである。
- ②流通する商品の安全性と自らの責任を確認すること無しに、薬品流通業者やその他の業者に、獣医師の名前の使用を許可することは厳に慎むこと。
- ③動物の医療保険において、保険会社の指定する診療施設以外は、保険の適用外とすることは、獣医療の本質を歪めるものである。
- ④獣医師および動物診療所が、保険業者の特約店的取り決めを結ぶことは厳に慎むこと。

## 3) 獣医業の適正を守ること

獣医師は、ペットショップや動物関連業者等から顧客を紹介して貰うことを前提に、動物商の都合を幫助してはならない。

## 9. 応召の義務

診療を業とする獣医師は、正当な理由無しに診療を拒んではならない。

## 10. インフォームド・コンセントの徹底

飼育者の自己決定権の尊重。獣医師は飼育者の気持ちや意思を尊重し、動物の状態、獣医療の現状、自らの治療方針を十分に説明した上で、理解と承諾、納得と同意を得るように努めること。

#### 1 1. 診断書交付の義務

診療し、出産に立会い、又は検案をした獣医師は、診断書、出生証明書、死産証明書、検案書の交付を求められた場合は、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

#### 1 2. 診療報酬

診療報酬は、社会通念上妥当と認められる金額でなければならない。  
これを故意に低くしたり、不当な高額を請求することは厳に慎むこと。

#### 1 3. 料金と獣医療サービスの提供

提供する獣医療について料金を取り決めた場合(上限の設定)、料金の如何にかかわらず獣医療の質を落とさぬこと。さらに、予定を超えたとして超過料金や別料金を請求することは厳に慎むこと。

#### 1 4. マージン

獣医師と患者の立場において、製品やサービスを提供する人を紹介するだけで、金品または他の特典を受け取る契約を結ぶことは厳に慎むこと。

#### 1 5. リベート

獣医師は、他の獣医師に患者を紹介することによって、飼育者の知らないところで料金等を分配したり、手数料の受領やリベート等の支払いに関与してはならない。

## 16. 広告に関する姿勢

- 1) 広告は品位に心掛け、獣医療および獣医業の権威を傷つけぬこと。
- 2) 誇大広告又は虚偽と思われる広告は厳に慎むこと。
  - ①意図的に設備・技術が他よりも優れているかのような表現は厳に慎むこと。
  - ②地域的・医学的に獣医療および獣医業の中心的存在の施設であるかのような名称を個人が意図的に使用することは慎むこと。
  - ③他に迷惑を及ぼすような広告は厳に慎むこと。
- 3) 獣医師が居るという名目で、製品の安全や動物の健康が保たれているかのように見せかけることは厳に慎むこと。
- 4) 広告の形態が大きく変化する時代にあって、ホームページ上の病院紹介、情報提供の在り方について、法との整合性を見据えること。

## 17. 守秘義務

診療に際して知り得た動物・飼育者（患者）の秘密は厳に守ること。  
ただし、そのことが社会に対して悪影響を及ぼす恐れのある場合などは、飼育者の理解を得ることで、適切に対応するように努めること。

## 18. 防疫の責務

動物間の感染や、人獣共通感染症などの発生が認められ、社会環境に悪影響を及ぼす事態を予測し得た場合は、直ちに法令に従って他に伝播の無きように努めること。

## 19. 安楽死

- 1) 飼育者から、動物の安楽死について相談を受けた場合は、獣医師としてきわめて慎重に受け止めなければならない。
- 2) 動物への想い、飼育者の同意、家族の総意、そして動物に係る諸々の問題等を考慮に入れて、その動物にとって安楽死が最良の選択であると飼育者が十分に納得していること。
- 3) やむを得ず動物を安楽死ならびに処分しなければならない場合は、生命の尊厳性を尊重し、その動物に苦痛を与えないように心掛けること。

## 20. 行政処置としての殺処分

法令に定められた殺処分については、法の定めるところによって速やかに実施すること。

## ● 参考文献

1. 獣医事法学：池本卯典著、チクサン出版社（1995）
2. 獣医科診療室の法律：池本卯典講演抄録（平成9年3月20日）
3. 獣医療トラブルQ&A:Vol.1：池本卯典著、チクサン出版社（1995）
4. 獣医療トラブルQ&A:Vol.2：池本卯典著、チクサン出版社（1999）
5. 医療行為と法：大谷実著、弘文堂（平成2新版1刷）
6. 医学の哲学：澤瀉久敬著、誠信書房（1996増補第5刷）
7. 医の倫理：澤瀉久敬著、誠信書房（1996第9刷）
8. 医学概論医学の進歩と医の倫理：檜学、島久洋編、朝倉書店(1997第3刷)
9. インフォームド・コンセント日本に馴染む六つの提言：星野一正著、篠原出版(1994)
10. インフォームド・コンセント臨床の現場での法律と倫理：杉山弘行訳、文光堂（1994）
11. 獣医師倫理綱領：日本獣医師会（～1995）
12. 「獣医師の誓いー95年宣言」：日本獣医師会（1995）
13. 獣医師倫理関係付属資料：日本獣医師会獣医師道委員会（平成6）
14. 弁護士倫理規定：日本弁護士連合会（平成6）
15. 動物の処分方法に関する指針の解説：内閣総理大臣官房管理室監修日本獣医師会（平成8）
16. 医の倫理綱領・医の倫理綱領注釈：日本医師会（平成12）
17. 千葉県獣医師会基本姿勢及び会員倫理綱領（平成12年）
18. 獣医学概論緒説：倉林康弘著、千葉県獣医師会開業部会獣医事委員会(2000)
19. ペット・ロスと獣医療：山崎恵子訳、鷺巣月美監訳、チクサン出版社（2000）
20. 特集「医師の倫理ー各国の取り組み」：日本医事新報No. 4052（2001）